平成十三年財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第三号

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第二十四条第一項及び第三項の規定による立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める省令

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成十二年法律第百十六号）を実施するため、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第二十三条第一項の規定による立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める省令を次のように定める。

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第二十四条第一項及び第三項の規定により立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書は、別記様式によるものとする。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

附　則（平成一四年六月二八日財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第一号）

（施行期日）

1　この省令は、平成十四年七月一日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の別記様式により調製した用紙は、この省令の施行後においても当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附　則（平成一七年九月二〇日財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第三号）

（施行期日）

1　この省令は、平成十七年十月一日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の別記様式により調製した用紙は、この省令の施行後においても当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附　則（平成一九年一一月三〇日財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第五号）

（施行期日）

1　この省令は、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第八十三号）の施行の日（平成十九年十二月一日）から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の別記様式により調製した用紙は、この省令の施行後においても当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附　則（平成二七年九月三〇日財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第三号）

この省令は、平成二十七年十月一日から施行する。

附　則（令和元年七月一日財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第二号）

この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

別記様式

別記様式

表　面

第　　号

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第24条第1項及び第3項の規定による立入検査をする職員の身分証明書

3センチメートル

職名及び氏名

4センチメートル

写真

押印スタンプ

年　月　日生

年　月　日交付

発行者名　　印

表　面

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（抄）

第二十四条　主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、食品関連事業者に対し、食品廃棄物等の発生量及び食品循環資源の再生利用等の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、これらの者の事務所、工場、事業場若しくは倉庫に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2　（略）

3　主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、認定事業者に対し、食品循環資源の再生利用等の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、これらの者の事務所、工場、事業場若しくは倉庫に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

4　前三項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

5　第一項から第三項までの規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第二十五条　この法律における主務大臣は、次のとおりとする。

一　（略）

二　第七条第一項の規定による判断の基準となるべき事項の策定、同条第二項の規定による当該事項の改定、第八条に規定する指導及び助言、第九条第一項の規定による報告の受理、第十条第一項に規定する勧告、同条第二項の規定による公表、同条第三項の規定による命令、第十九条第一項に規定する認定、同条第四項（第二十条第三項において準用する場合を含む。）の規定による通知、第二十条第一項に規定する変更の認定、同条第二項の規定による認定の取消し並びに前条第一項及び第三項の規定による報告徴収及び立入検査に関する事項については、農林水産大臣、環境大臣及び当該食品関連事業者の事業を所管する大臣

三　（略）

2　（略）

3　この法律に規定する主務大臣の権限は、政令で定めるところにより、その一部を地方支分部局の長に委任することができる。

第二十九条　次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

一　（略）

二　第二十四条第一項又は第三項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

（備考）1　この用紙の大きさは、日本産業規格B8とする。

2　発行者は、財務大臣、国税局庁若しくは税務署長、厚生労働大臣、地方厚生局長若しくは四国厚生支局長、農林水産大臣、地方農政局長若しくは北海道農政事務所長、経済産業大臣若しくは経済産業局長、国土交通大臣、地方運輸局長若しくは運輸監理部長又は環境大臣若しくは地方環境事務所長とする。